

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議 (<u>芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成26年芦屋市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)</u>第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準条例第32条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第33条各号に掲げる留意点に沿って</u>、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) (省略)</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議 (<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)</u>第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って</u>、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) (省略)</p>

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」による「介護保険法」の一部改正により、これまで全国一律に定められていた次の基準を条例で定めるもの。

- (1) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）」で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (2) 介護保険法により定められていた指定介護予防支援事業者の指定に関する基準

2 省令の基準と条例で定める基準の比較

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

条例で定める内容は、省令で定められている「従うべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き、同内容とする。

省 令	条 例	内 容	基準の類型
第1条の2	第3条	基本方針	参酌
第2条	第4条	従業者の員数	従う
第3条	第5条	管理者	従う
第4条	第6条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌
第5条	第7条	提供拒否の禁止	従う
第6条	第8条	サービス提供困難時の対応	参酌
第7条	第9条	受給資格等の確認	参酌
第8条	第10条	要支援認定の申請に係る援助	参酌
第9条	第11条	身分を証する書類の携行	参酌
第10条	第12条	利用料等の受領	参酌
第11条	第13条	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌
第12条	第14条	指定介護予防支援の業務の委託	参酌
第13条	第15条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌
第14条	第16条	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	参酌
第15条	第17条	利用者に関する市への通知	参酌
第16条	第18条	管理者の責務	参酌
第17条	第19条	運営規程	参酌
第18条	第20条	勤務体制の確保	参酌
第19条	第21条	設備及び備品等	参酌

第20条	第22条	従業者の健康管理	参酌
第21条	第23条	掲示	参酌
第22条	第24条	秘密保持	従う
第23条	第25条	広告	参酌
第24条	第26条	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	参酌
第25条	第27条	苦情処理	参酌
第26条	第28条	事故発生時の対応	従う
第27条	第29条	会計の区分	参酌
第28条	第30条	記録の整備	参酌
第29条	第31条	指定介護予防支援の基本取扱方針	参酌
第30条	第32条	指定介護予防支援の具体的取扱方針	参酌
第31条	第33条	介護予防支援の提供に当たっての留意点	参酌
第32条	第34条	準用	従う・参酌

*省令：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(2) 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準

条例で定める内容は、省令で定められている「従うべき基準」に準じ、同内容とする。

省 令	条 例	内 容	基準の類型
第140条の34の2	第2条第1項	法人であること。	従う

*省令：介護保険法施行規則

3 基準設定の考え方

(1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定められている基準に基づいて、本市における指定介護予防支援事業者の運営状況を検証した結果、下記のとおり定めた独自基準を除き、省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
第28条 第2項	第30条 第2項	省令においては、指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないこととされているが、介護報酬の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠となる記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため、指定介護予防支援

		事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないこととする。
--	--	--

- (2) 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を条例で定めるに当たり、申請者は法人である必要があると判断したため、条例においても法人格を要することと定めるほか、下記のとおり独自基準を定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
	第2条 第2項	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準として、①役員が暴力団員でないこと。②事業者が暴力団密接関係者でないこと。を加える。